

低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法
(第1版)

平成25年2月

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

**1. 紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類（合成樹脂くず、合成ゴムくず等）
（含有量試験）**

(1) 試薬（PCBの分析に妨害を生じないものに限る。）

- ア ヘキサン
- イ アセトン
- ウ 硫酸ナトリウム（無水）
- エ ガラス繊維

(2) 器具及び装置（試薬とともに空試験を行い、PCBの分析に影響を及ぼす妨害成分を含まないことが確認されたものに限る。）

- ア フラスコ
- イ 超音波洗浄器
- ウ 振とう機
- エ 濃縮器（ロータリーエバポレーター又はクデルナダニッシュ濃縮器）
- オ 漏斗
- カ 分液漏斗
- キ ピペット
- ク メスフラスコ

(3) 試料操作

ア 試料の採取

- ① 試料を JIS K0060 に準じてサンプリングを行い、代表性を確保したうえで 100 g 程度を採取する。
- ② 採取した試料は、木については 2mm 以下のサイズに、その他の試料については、2～10mm のサイズに粉碎又は細断し、よく混合した後、5～10 g 程度を分取し、これらを秤量して試験試料とする。

イ 抽出

- ① フラスコにア②で得られた試験試料を入れ、さらに試料量の 10 倍容程度（50～100ml 程度）のヘキサンを加え、超音波洗浄器等を用いて 15 分程度抽出する。
- ② ガラス繊維を敷いた漏斗でろ過し、ろ液を別のフラスコに入れる。
- ③ 漏斗に残った固形試料はフラスコに戻し、①②の操作を行い、合計 2 回以上抽出を行う。

備考1 試料の比重が小さく、ヘキサンに浮いてしまう場合には、ステンレス製メッシュ等を押さえ蓋として用い、試料がヘキサンに浸るようにして超音波抽出を行う。若しくは超音波抽出を振とう抽出に変更する。

備考2 試験試料に水が多く含まれる場合は、アのヘキサンによる1回目の抽出操作の前にアセトンによる抽出を行う。その後、ヘキサンでイ①～③の操作を行う。アセトンのろ液は、ヘキサンのろ液とは別に分液漏斗に入れ、アセトンの10倍容の水及びアセトンと等量のヘキサンを加え、液-液振とう抽出して、得られたヘキサン層をヘキサンのろ液と併せる。この液-液振とう抽出をさらに1回実施し、得られたヘキサン層をヘキサンのろ液と併せる。

- ④ フラスコ内容物を適量のヘキサンで3回洗い、洗浄液をろ過して、③の操作で得られたろ液と混ぜ、ガラス繊維を敷いた上に硫酸ナトリウム（無水）を充填した漏斗を用いて脱水した後、ろ液を濃縮器で濃縮し、100mLに定容したものを試料溶液とする。
- ⑤ 試料溶液の測定は、以下のウ前処理及びエ測定に定めるところによる。

ウ 前処理

イ④の操作で得られた抽出液の一部を、以下のⅠ又はⅡに記載されたクリーンアップ操作方法によってクリーンアップを行う。具体的な操作方法については、各方法に定めるところによる。

- Ⅰ 「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」（平成4年厚生省告示第192号）別表第三の第三（部材採取試験法）
- Ⅱ 「絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル（第3版）」（平成23年5月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）2 絶縁油中のPCB簡易定量法

エ 測定

ウの操作で採用した方法に記載された測定方法によって測定を行う。

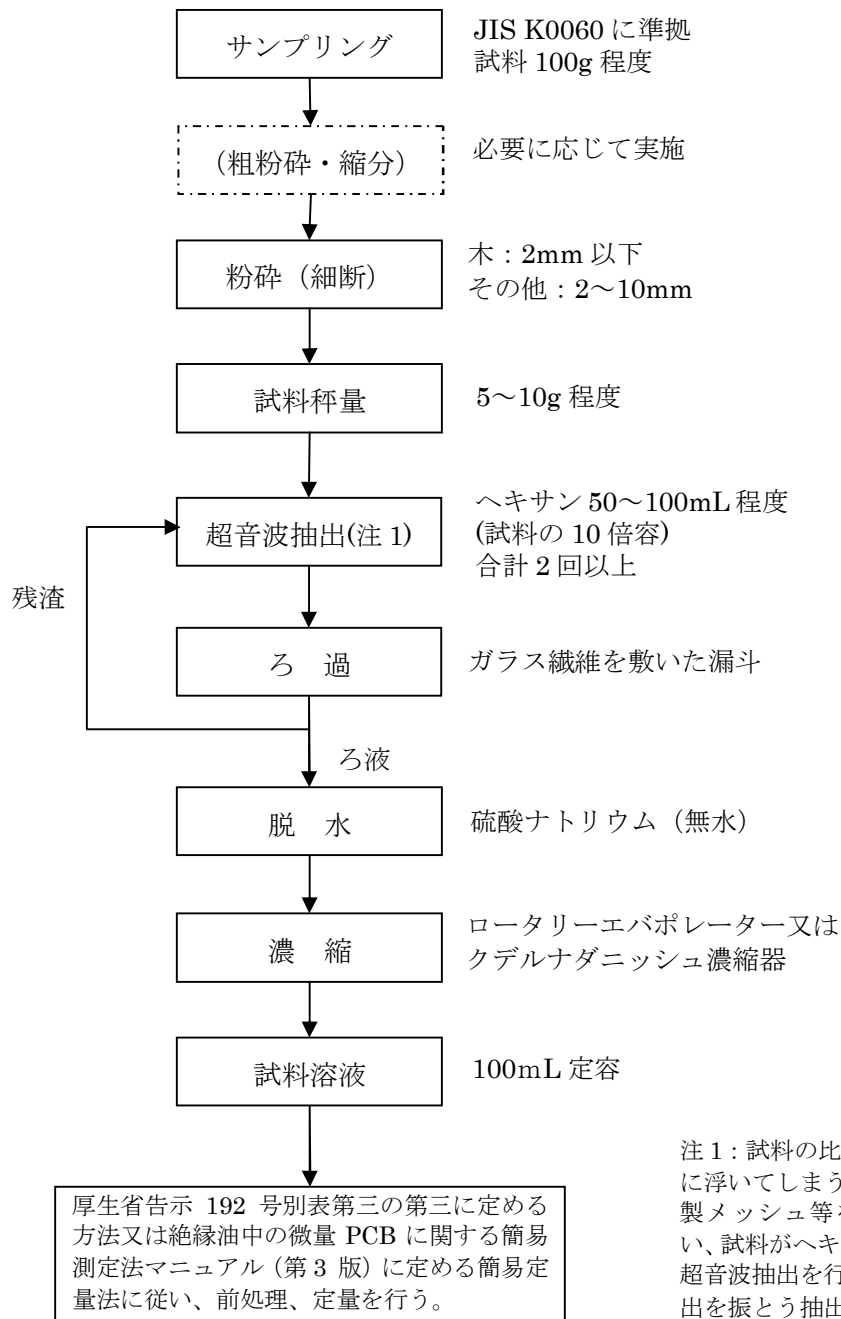
(4) 判定

- (3)で求めた試料のPCB含有量が5,000 mg/kg以下であること。
なお、定量下限値を50 mg/kg以下とする。

備考

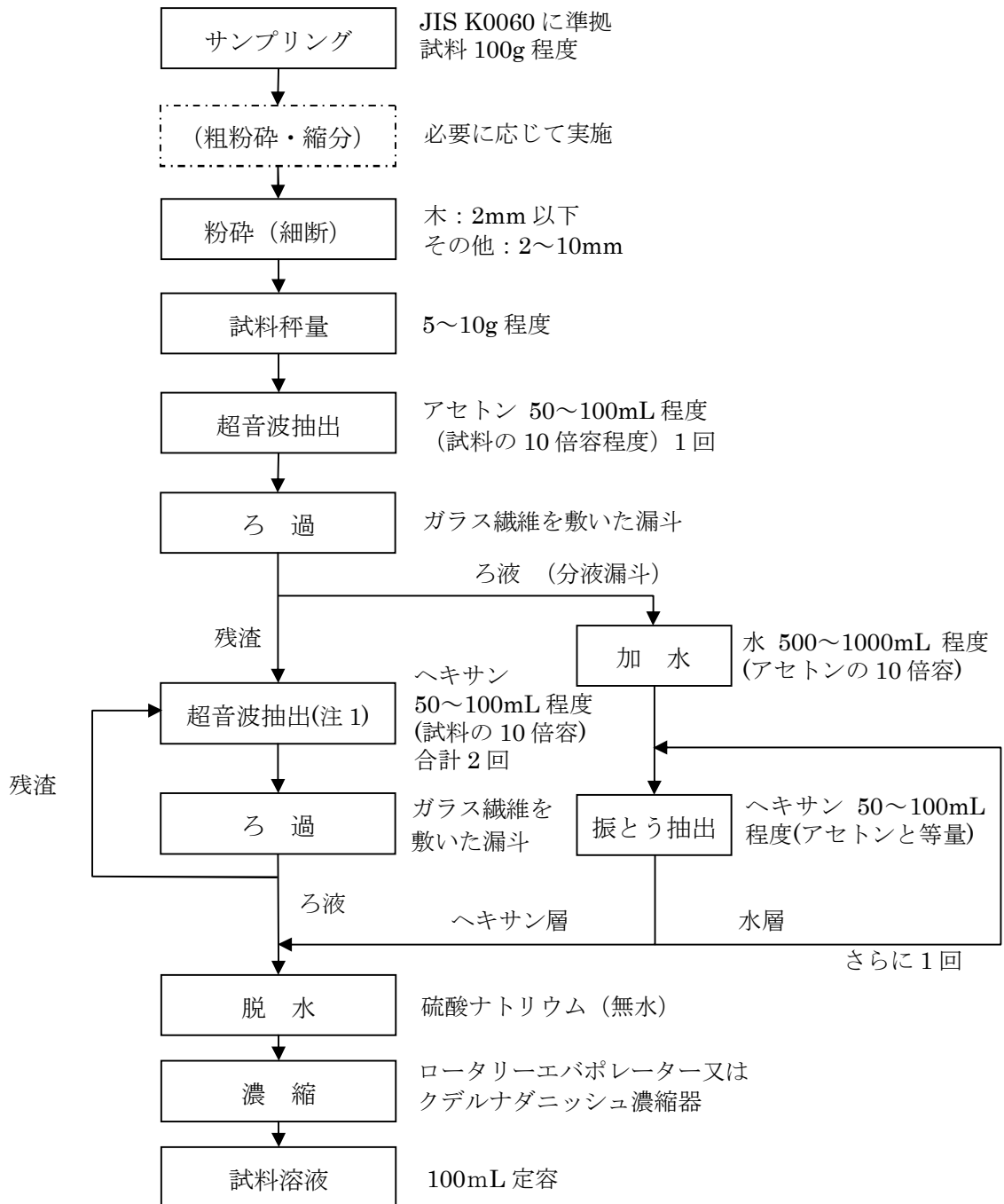
この試験方法における用語、試薬、器具及び装置その他の事項でこの試験方法に定めがないものについては、(3)ウのⅠ又はⅡに定めるところによる。

フローチャート：紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類（合成樹脂くず、合成ゴムくず等）
 （含有量試験）（水分を多く含んでいない試料）



注1：試料の比重が小さく、ヘキサンに浮いてしまう場合には、ステンレス製メッシュ等を押さえ蓋として使い、試料がヘキサンに浸るようにして超音波抽出を行う。若しくは超音波抽出を振とう抽出に変更する。

フローチャート :紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類(合成樹脂くず、合成ゴムくず等)
(含有量試験) (水分を多く含んだ試料)



厚生省告示 192 号別表第三の第三に定める方法又は絶縁油中の微量 PCB に関する簡易測定法マニュアル (第 3 版) に定める簡易定量法に従い、前処理、定量を行う。

注 1: 試料の比重が小さく、ヘキサンに浮いてしまう場合には、ステンレス製メッシュ等を押さえ蓋として用い、試料がヘキサンに浸るようにして超音波抽出を行う。若しくは超音波抽出を振とう抽出に変更する。

2. 廃活性炭（含有量試験）

(1) 試薬（PCBの分析に妨害を生じないものに限る。）

- ア トルエン
- イ アセトン
- ウ ヘキサン
- エ 硫酸ナトリウム（無水）
- オ ガラス繊維
- カ 円筒ろ紙

(2) 器具及び装置（試薬とともに空試験を行い、PCBの分析に影響を及ぼす妨害成分を含まないことが確認されたものに限る。）

- ア ソックスレー抽出器
- イ 振とう器
- ウ 濃縮器（ロータリーエバポレーター又はクデルナダニッシュ濃縮器）
- エ 漏斗
- オ 分液漏斗
- カ ピペット
- キ メスフラスコ

(3) 試験操作

ア 試料の採取

- ① 試料を JIS K0060 に準じてサンプリングを行い、代表性を確保したうえで 100 g 程度を採取する。
- ② 採取した試料をよく混合した後、10 g 程度を分取し、これらを秤量して試験試料とする。

イ 抽出

- ① ア②で得られた試験試料を円筒ろ紙に入れ、トルエンで 16 時間以上ソックスレー抽出を行う。

備考 1 試験試料が水を多く含む場合には、トルエンでのソックスレー抽出の前にアセトンを用いて 3 時間程度ソックスレー抽出を行う。アセトン抽出液は、適当量に濃縮後、分液漏斗に移し、濃縮液量の 10 倍容程度の水及び濃縮液量と同等量のヘキサンを加え、液 - 液振とう抽出して、ヘキサン層と水層を分ける。この水層について、液 - 液振とう抽出をさらに 1 回実施し、得られたヘキサン層を併せる。

- ② ①の操作で得られた抽出液を、ガラス繊維を敷いた上に硫酸ナトリウム（無水）を充填した漏斗を用いて脱水する。

備考 2 試験試料が水を多く含む場合には、備考 1 で得られたヘキサン層を同様の方法で脱水する。

- ③ トルエン抽出液を濃縮後、ヘキサンに溶媒置換する。その後 100mL に定容したものを試料溶液とする。

備考 3 試験試料が水を多く含む場合には、備考 2 で得られた脱水後のヘキサン層をトルエン抽出液と併せて濃縮し、その後にヘキサンに溶媒置換する。

- ④ 試料溶液の測定は、以下のウ及びエに定めるところによる。

ウ 前処理

イ④の操作で得られた抽出液の一部を、以下の I 又は II に記載されたクリーンアップ操作方法によってクリーンアップを行う。具体的な操作方法については、各方法に定めるところによる。

- I 「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」（平成 4 年厚生省告示第 192 号）別表第三の第三（部材採取試験法）
- II 「絶縁油中の微量 PCB に関する簡易測定法マニュアル（第 3 版）」（平成 23 年 5 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）2 絶縁油中の PCB 簡易定量法

エ 測定

ウの操作で採用した方法に記載された測定方法によって測定を行う。

(4) 判定

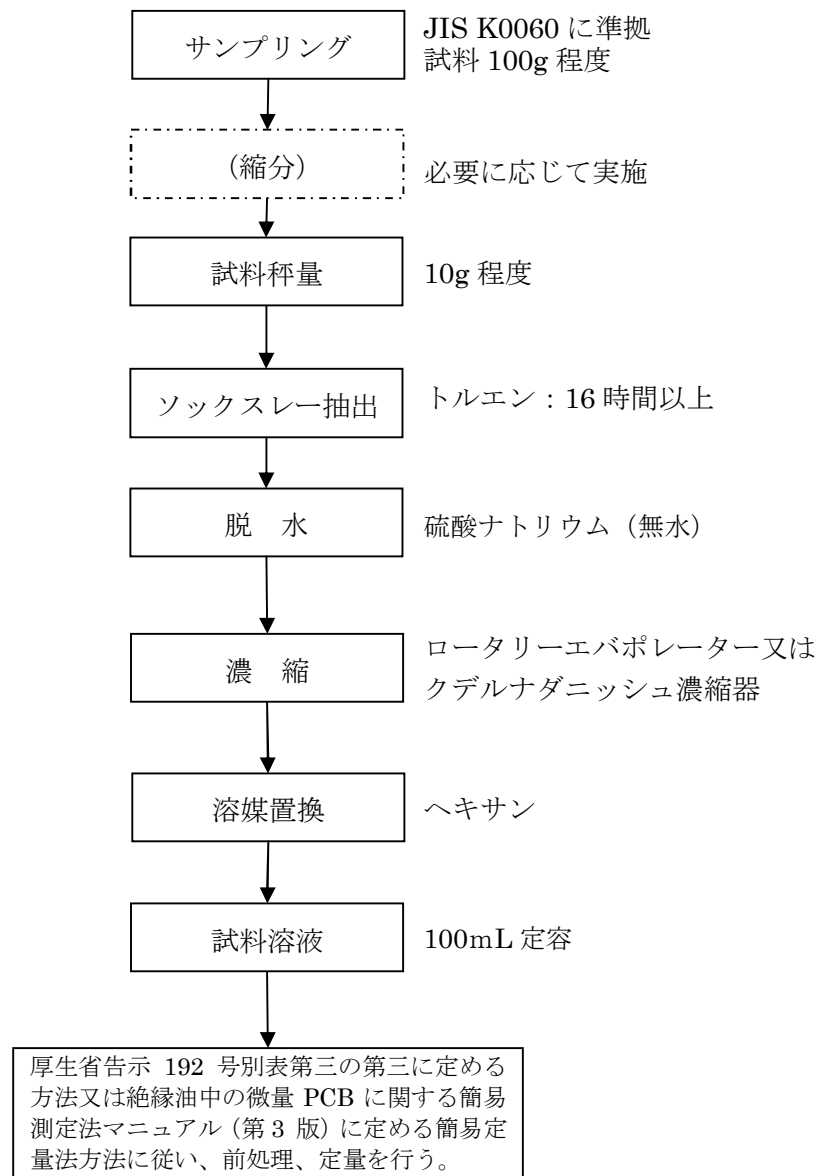
(3)で求めた試料の PCB 含有量が 5,000 mg/kg 以下であること。

なお、定量下限値を 50 mg/kg 以下とする。

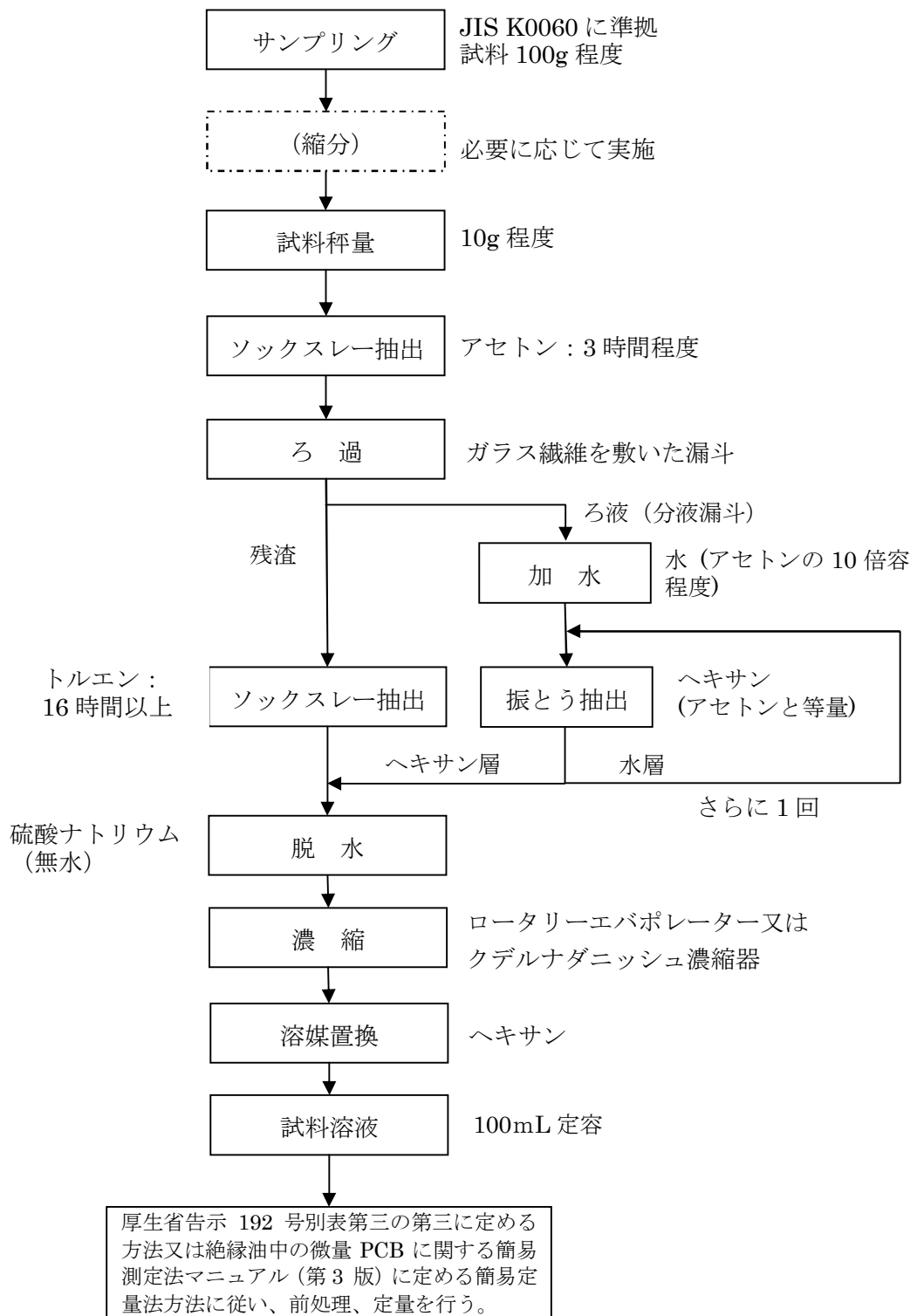
備考

この試験方法における用語、試薬、器具及び装置その他の事項でこの試験方法に定めがないものについては、(3) ウの I 又は II に定めるところによる。

フローチャート： 廃活性炭（水分を多く含んでいない試料）



フローチャート：活性炭（水分を多く含んでいる試料）



3. 汚泥（含有量試験）

(1) 試薬（PCBの分析に妨害を生じないものに限る。）

- ア ヘキサン
- イ アセトン
- ウ トルエン
- エ 水酸化カリウム－エタノール溶液
- オ メタノール
- カ 硫酸ナトリウム（無水）
- キ ガラス繊維

(2) 器具及び装置（試薬とともに空試験を行い、PCBの分析に影響を及ぼす妨害成分を含まないことが確認されたものに限る。）

- ア ソックスレー抽出器
- イ 濃縮器（ロータリーエバポレーター又はクデルナダニッシュ濃縮器）
- ウ 還流冷却器
- エ 漏斗
- オ 分液漏斗
- カ ピペット
- キ 共栓付フラスコ
- ク メスフラスコ

(3) 試験操作

ア 試料の採取

- ① 試料を JIS K0060 に準じてサンプリングを行い、代表性を確保したうえで 100 g 程度を採取する。
- ② 採取した試料はよく混合した後、5～10 g 程度を分取し、これらを秤量して試験試料とする。

イ 抽出

底質調査方法（平成 24 年 8 月 環境省 水・大気環境局）又はモニタリング調査マニュアル（平成 17 年 3 月 環境省 環境保健部 環境安全課）に記載されている手法に準拠して抽出する。

なお、水分を多く含んだ試料では、上記 2 資料に記載されている水酸化カリウム－エタノール溶液を用いた抽出方法によることが望ましい。またソックスレー抽出を行う場合には、「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」（平成 21 年 3 月 環境省水・大気環境局水環境課）の p15-16 注(14) の方法を用いて抽出することもできる。

ウ 前処理方法

イの操作で得られた抽出液の一部を、以下のⅠ又はⅡに記載されたクリーンアップ操作方法によってクリーンアップを行う。具体的な操作方法については、各方法に定めるところによる。

なお、試料中の PCB 濃度が高い場合には適宜希釈のみでも測定可能である。

- Ⅰ 「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」（平成 4 年厚生省告示第 192 号）別表第三の第三（部材採取試験法）
- Ⅱ 「絶縁油中の微量 PCB に関する簡易測定法マニュアル（第 3 版）」（平成 23 年 5 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）2 絶縁油中の PCB 簡易定量法

エ 測定

ウの操作で採用した方法に記載された測定方法によって測定を行う。

(4) 判定

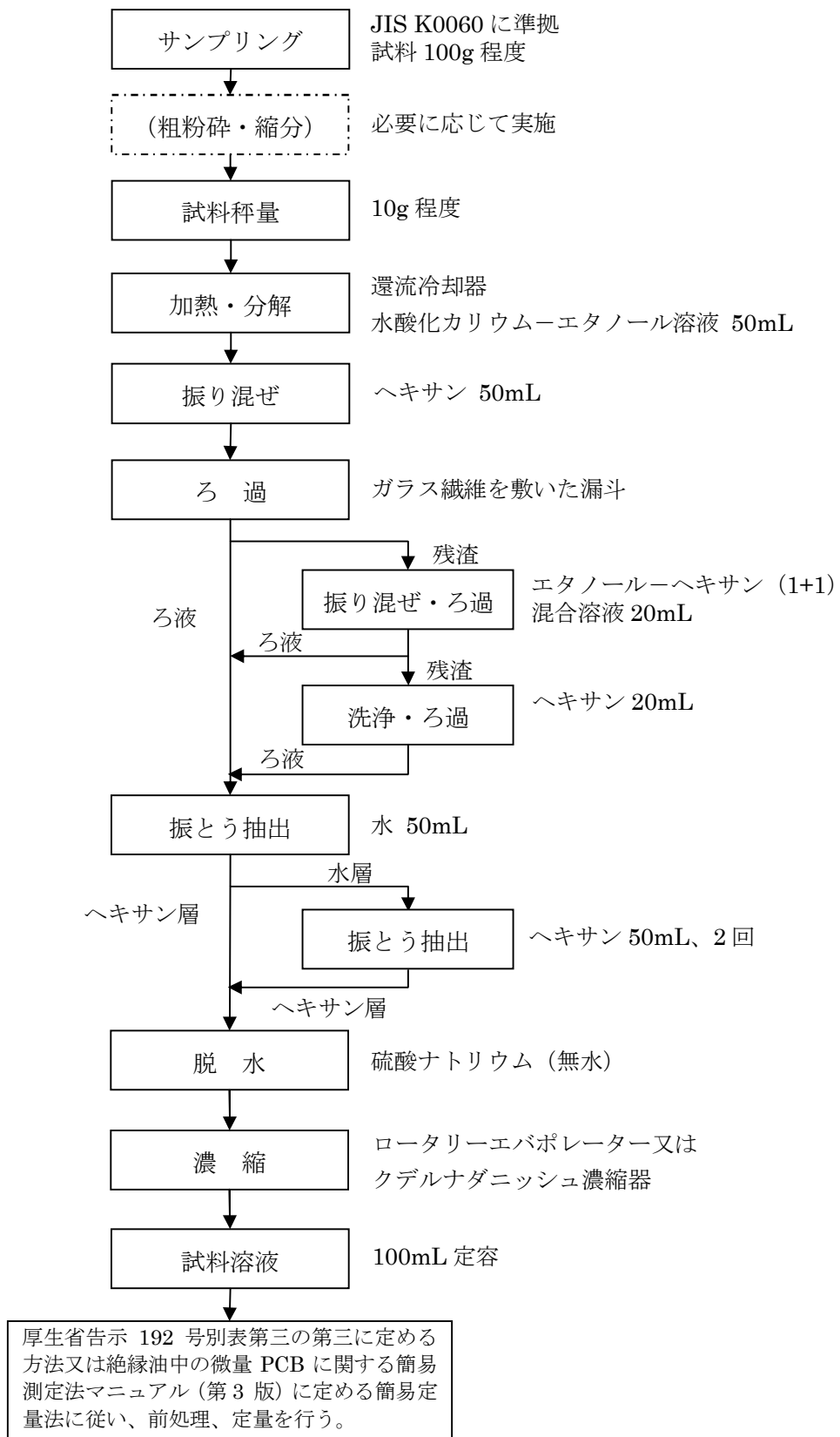
(3)で求めた汚染物の PCB 含有量が 5,000 mg/kg 以下であること。

なお、定量下限を 50mg/kg 以下とする。

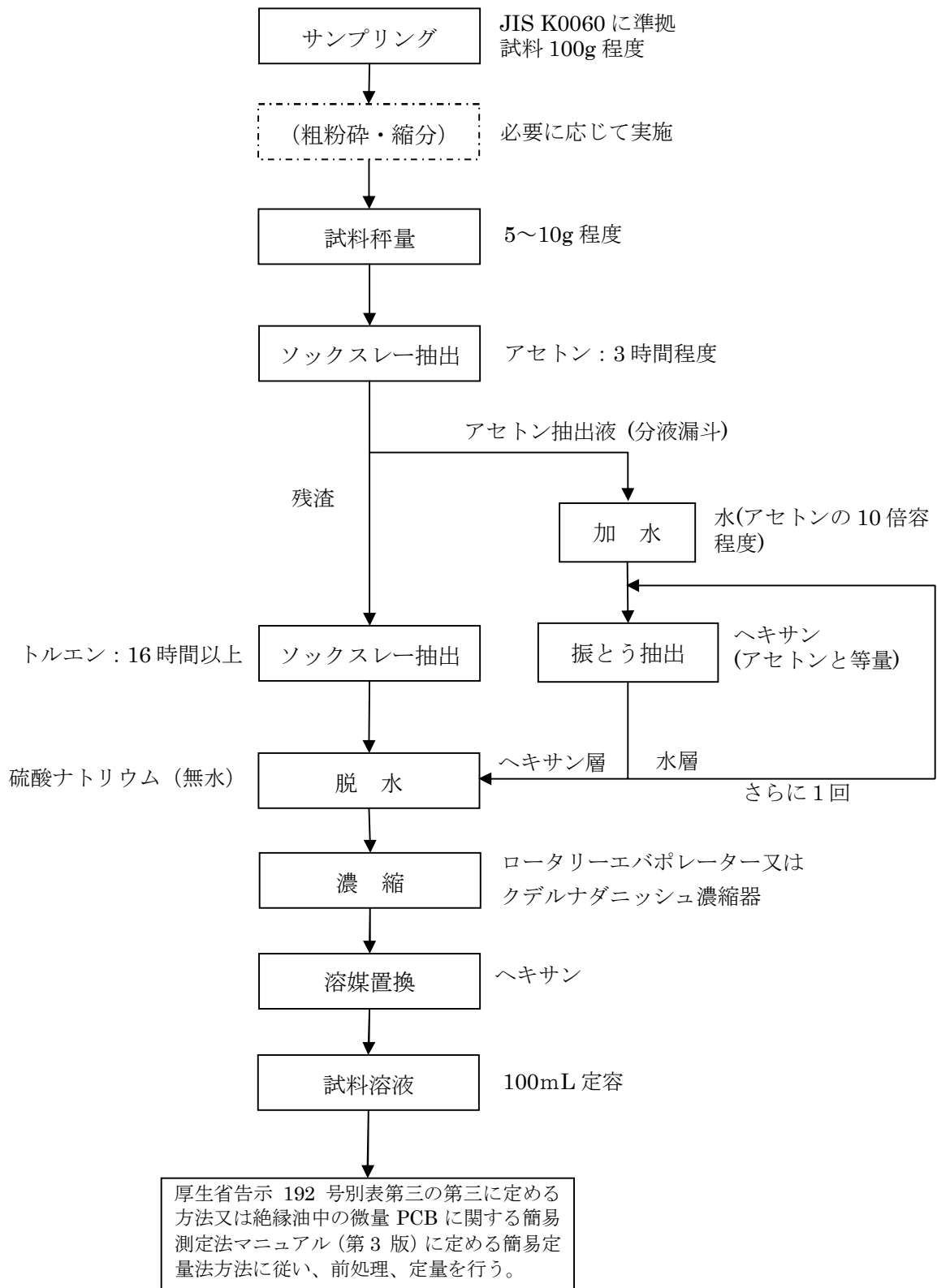
備考

この試験方法における用語、試薬、器具及び装置その他の事項でこの試験方法に定めがないものについては、上記(3)ウのⅠ又はⅡに定めるところによる。

フローチャート：汚泥(水酸化カリウム-エタノール溶液を用いた抽出)



フローチャート：汚泥（ソックスレー抽出）



4. 廃プラスチック類（表面拭き取り試験）

(1) 試薬（PCBの分析に妨害を生じないものに限る。）

- ア ヘキサン
- イ 硫酸ナトリウム（無水）
- ウ 脱脂綿
- エ ガラス繊維

(2) 器具及び装置（試薬とともに空試験を行い、PCBの分析に影響を及ぼす妨害成分を含まないことが確認されたものに限る。）

- ア 超音波洗浄器
- イ 濃縮器（ロータリーエバポレーター又はクデルナダニッシュ濃縮器）
- ウ 漏斗
- エ ビーカー
- オ フラスコ
- カ ピンセット
- キ ピペット
- ク メスフラスコ

(3) 試験操作

ア 試料の採取

ヘキサンを染み込ませた脱脂綿等により、廃プラスチックの表面の2ヶ所以上から合計100 cm²以上を拭き取る。

イ 抽出

- ① ビーカーにアで得られた脱脂綿等を入れ、さらにヘキサンを脱脂綿等の10倍容程度加え、超音波洗浄器を用いて10分～15分抽出する。
- ② ガラス繊維を敷いた漏斗でろ過し、ろ液を別のフラスコに入れる。
- ③ 漏斗に残った固形試料はビーカーに戻し、①②の操作をさらに1回行い、得られたろ液を②の操作で得られたろ液と混ぜる。
- ④ ビーカーの内容物を適量のヘキサンで3回洗い、洗浄液をろ過して、③の操作で得られたろ液と混ぜる。
- ⑤ ガラス繊維を敷いた上に硫酸ナトリウム（無水）を充填した漏斗を用いて、④の操作で得られた抽出液を脱水後、濃縮器で100 mL以下に濃縮する。
- ⑥ ⑤の操作で得られた試料をメスフラスコに移し入れて100 mLに定容する。

ウ 前処理

イ⑥の操作で得られた抽出液の一部を、以下のI又はIIに記載された前処理の方法

によってクリーンアップを行う。具体的な操作方法については、各方法に定めるところによる。

- I 「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」(平成 4 年厚生省告示第 192 号) 別表第三の第二(拭き取り試験法)
- II 「絶縁油中の微量 PCB に関する簡易測定法マニュアル(第 3 版)」(平成 23 年 5 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課)、2 絶縁油中の PCB 簡易定量法

エ 測定

ウの操作で採用した方法に記載された測定方法によって測定を行う。

(4) 判定

(3)で求めた廃プラスチックへの PCB の付着量が $1 \text{ mg}/100 \text{ cm}^2$ 以下であること。

$1 \text{ mg}/100 \text{ cm}^2$ を超える場合は、廃プラスチックの含有量測定法に従って再度分析すること。

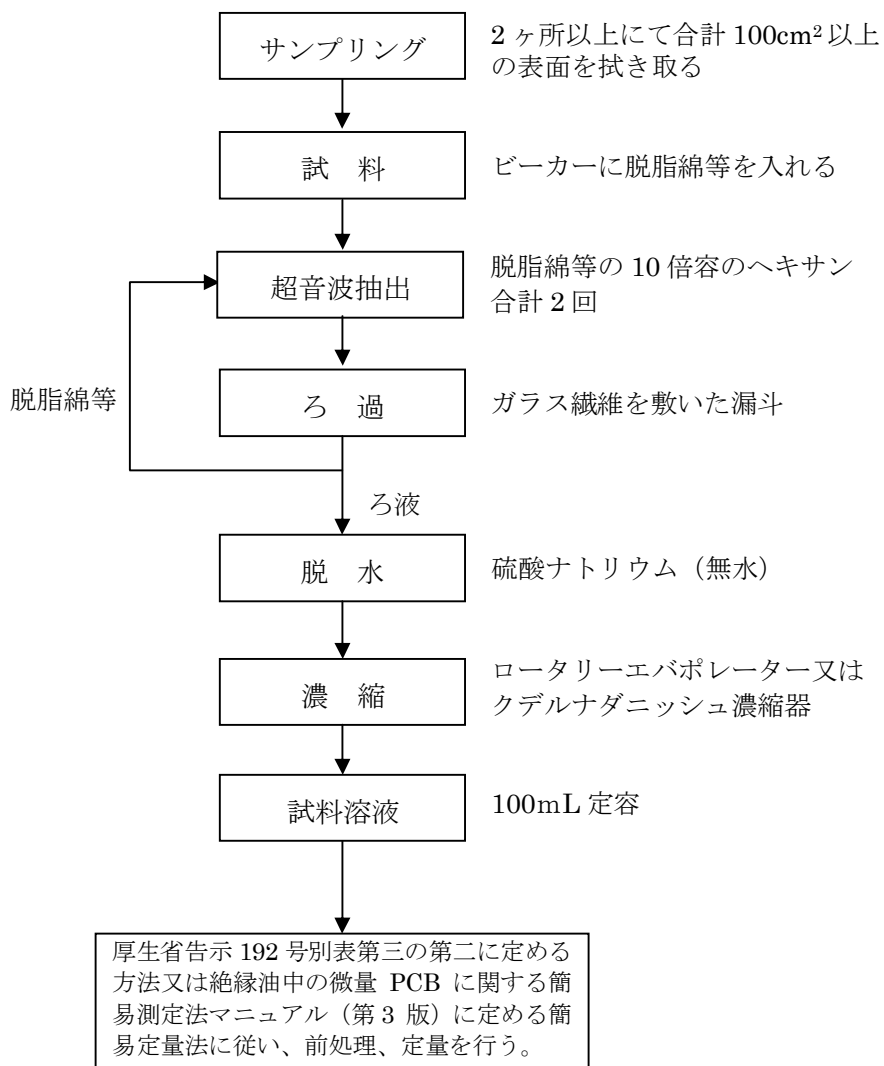
なお、定量下限値を $0.01 \text{ mg}/100 \text{ cm}^2$ 以下とする。

備考

この試験方法における用語、試薬、器具及び装置その他の事項でこの試験方法に定めがないものについては、(3) ウ I 又は II に定めるところによる。

なお、この表面拭き取り試験は、所定の面積の平滑面がない試料には適用できない。

フローチャート： 廃プラスチック（表面拭き取り試験）



5. 金属くず(表面拭き取り試験)

(1) 試薬 (PCB の分析に妨害を生じないものに限る。)

- ア ヘキサン
- イ 硫酸ナトリウム (無水)
- ウ 脱脂綿
- エ ガラス繊維

(2) 器具及び装置 (試薬とともに空試験を行い、PCB の分析に影響を及ぼす妨害成分を含まないことが確認されたものに限る。)

- ア 超音波洗浄器
- イ 濃縮器 (ロータリーエバポレーター又はクデルナダニッシュ濃縮器)
- ウ ビーカー
- エ 漏斗
- オ フラスコ
- カ ピンセット
- キ ピペット
- ク メスフラスコ

(3) 試験操作

ア 試料の採取

ヘキサンを染み込ませた脱脂綿等により、金属の表面の 2 ヶ所以上から合計 100 cm² 以上を拭き取る。

イ 抽出

- ① ビーカーにアで得られた脱脂綿等を入れ、更にヘキサンを脱脂綿等の 10 倍容程度加え、超音波洗浄器を用いて 10 分～15 分抽出する。
- ② ガラス繊維を敷いた漏斗でろ過し、ろ液を別のフラスコに入れる。
- ③ 漏斗に残った固形試料はビーカーに戻し、①から②の操作をさらに 1 回行い、得られたろ液を②の操作で得られたろ液と混ぜる。
- ④ ビーカーの内容物を適量のヘキサンで 3 回洗い、洗浄液をろ過して、③の操作で得られたろ液と混ぜる。
- ⑤ ガラス繊維を敷いた上に硫酸ナトリウム (無水) を充填した漏斗を用いて、④の操作で得られた抽出液を脱水後、濃縮器で 100 mL 以下に濃縮する。
- ⑥ ⑤の操作で得られた試料をメスフラスコに移し入れて 100 mL に定容する。

ウ 前処理

イ⑥の操作で得られた抽出液の一部を、以下の I 又は II に記載されたクリーンアップ

ブ操作方法によってクリーンアップを行う。具体的な操作方法については、各方法に定めるところによる。

- I 「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」(平成 4 年厚生省告示第 192 号) 別表第三の第二(拭き取り試験法)
- II 「絶縁油中の微量 PCB に関する簡易測定法マニュアル(第 3 版)」(平成 23 年 5 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課) 2 絶縁油中の PCB 簡易定量法

エ 測定

ウの操作で採用した方法に記載された測定方法によって測定を行う。

(4) 判定

(3) で求めた金属くずへの PCB の付着量が $1 \text{ mg}/100 \text{ cm}^2$ 以下であること。

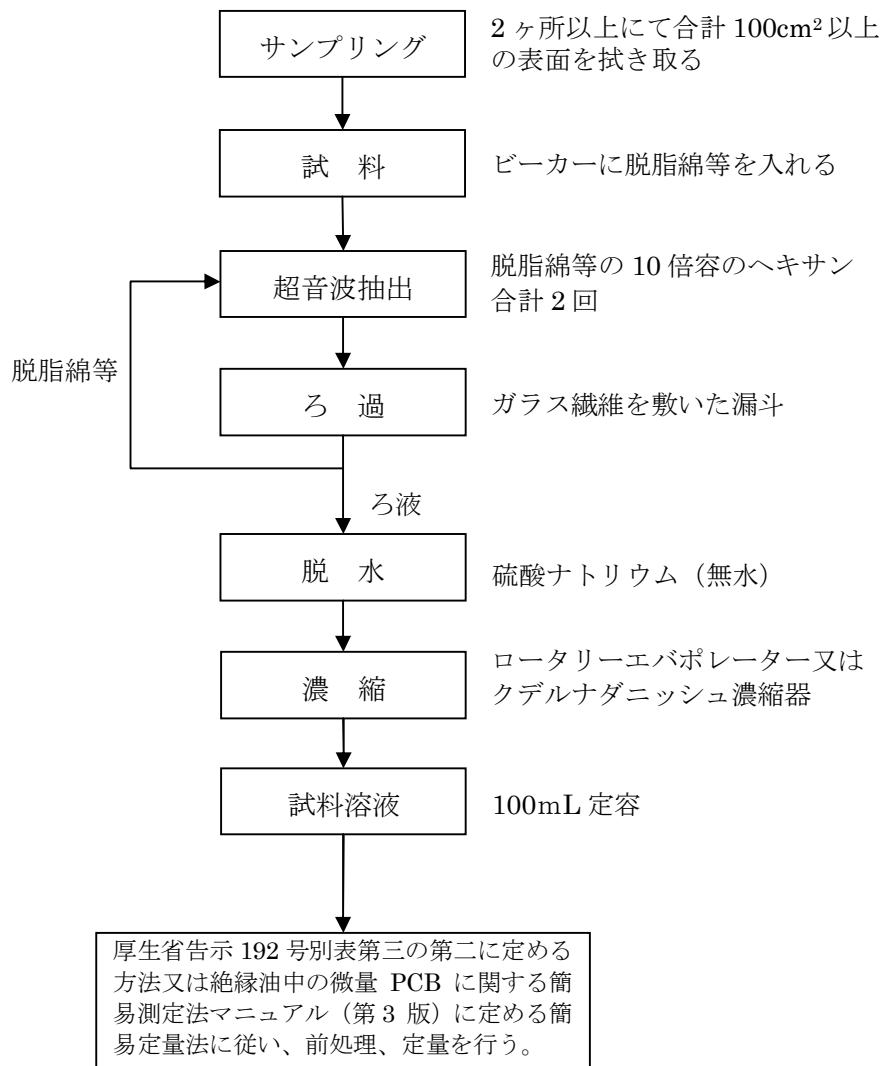
なお、定量下限値を $0.01 \text{ mg}/100 \text{ cm}^2$ とする。

備考

この試験方法における用語、試薬、器具及び装置その他の事項でこの試験方法に定めがないものについては、(3) ウの I 又は II に定めるところによる。

なお、この表面拭取り試験は、所定の面積の平滑面がない試料には適用できない。

フローチャート : 金属くず (表面拭き取り試験)



6. 金属くず(表面抽出試験)

(1) 試薬 (PCB の分析に妨害を生じないものに限る。)

- ア ヘキサン
- イ 硫酸ナトリウム (無水)
- ウ ガラス繊維

(2) 器具及び装置 (試薬とともに空試験を行い、PCB の分析に影響を及ぼす妨害成分を含まないことが確認されたものに限る。)

- ア 超音波洗浄器
- イ 濃縮器 (ロータリーエバポレーター又はクデルナダニッシュ濃縮器)
- ウ ビーカー
- エ 漏斗
- オ フラスコ
- カ ピペット
- キ メスフラスコ
- ク 蒸発容器

(3) 試験操作

ア 試料の採取

- ① 試料を JIS K0060 に準じてサンプリングし、1kg 程度を採取する。
- ② 採取した試料を適宜細断し、代表性を確保したうえで、50 g 程度を秤量し、試験試料とする。

イ 抽出

- ① ビーカーにア②で得られた試験試料を入れ、更にヘキサンを試験試料の 10 倍容 (100 mL 程度) 加え、超音波洗浄器を用いて 10 分～15 分抽出する。
- ② ガラス繊維を敷いた漏斗でろ過し、ろ液を別のフラスコに入れる。
- ③ 漏斗に残った固形試料はビーカーに戻し、①から②の操作をさらに 1 回行い、得られたろ液を②の操作で得られたろ液と混ぜる。
- ④ ビーカーの内容物を適量のヘキサンで 3 回洗い、洗浄液をろ過して③の操作で得られたろ液と混ぜる。
- ⑤ ガラス繊維を敷いた上に硫酸ナトリウム (無水) を充填した漏斗を用いて、④の操作で得られた抽出液を脱水後、濃縮器で 100 mL 以下に濃縮する。
- ⑥ ⑤の操作で得られた試料をメスフラスコに移し入れて 100 mL に定容する。

ウ 付着物量 (油分) の測定

- ① イ⑥の操作で得られた抽出液を十分に均一化した後、95 mL を蒸発容器に入れる。

- ② 水質汚濁に係る環境基準について（環境庁告示第 59 号）付表 12（n-ヘキサン抽出物質の測定方法）に準拠して付着物量を分析する。
- ③ 別に、ヘキサン 95 mL について全操作にわたり空試験を行い、次式によって試料の付着物量を算出する。

$$\text{付着物量 (mg)} = (a-b) \times (100 \text{ (mL)} / 95 \text{ (mL)})$$

この式において、a 及び b は、それぞれ次の値を表す。

- a 試験前後の蒸発容器の質量の差 (mg)
- b 空試験前後の蒸発容器の質量の差 (mg)

- ④ 算出した付着物量が 100 mg よりも少ない場合は、PCB 濃度の定量下限値を満たすことができないおそれがあるため、算出する付着物量が 100 mg 以上となるように、試料の採取量を増量して、アの操作からやり直す。

エ 前処理

ウ①の操作で残った抽出液 5 mL の一部を、以下の I 又は II に記載されたクリーンアップ操作方法によってクリーンアップを行う。具体的な操作方法については、各方法に定めるところによる。

- I 「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」（平成 4 年厚生省告示第 192 号）別表第三の第三（部材採取試験法）
- II 「絶縁油中の微量 PCB に関する簡易測定法マニュアル（第 3 版）」（平成 23 年 5 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）、2 絶縁油中の PCB 簡易定量法

オ 測定

エの操作で採用した方法に記載された測定方法によって測定を行う。測定して得られた PCB 量を、ウで求めた付着物量あたりの濃度 (mg/kg) に換算する。

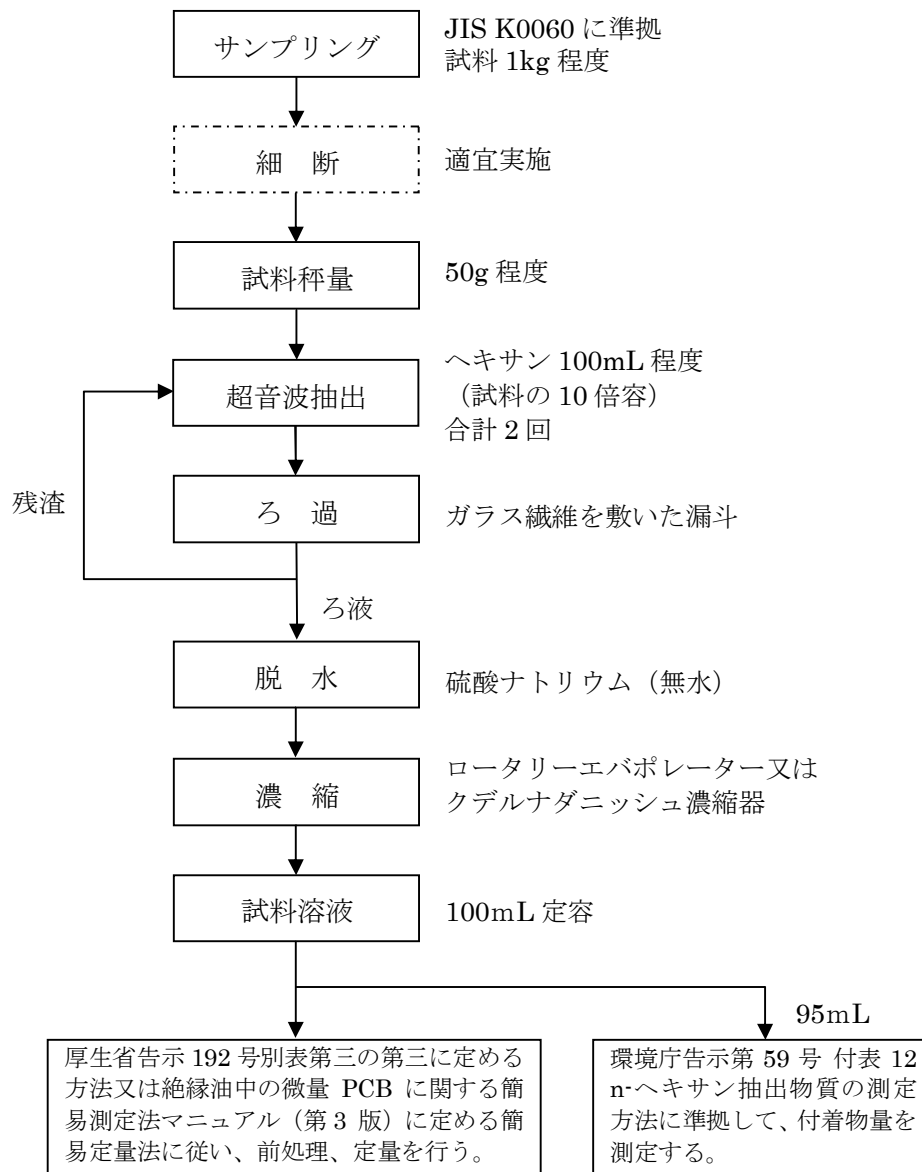
(4) 判定

- (3) で求めた金属くずの付着物量あたりの PCB の付着量が 5000 mg/kg 以下であること。なお、定量下限値を 50 mg/kg 以下とする。

備考

この試験方法における用語、試薬、器具及び装置その他の事項でこの試験方法に定めがないものについては、(3) エの I 又は II、水質汚濁に係る環境基準について（環境庁告示第 59 号）付表 12（n-ヘキサン抽出物質の測定方法）に定めるところによる。

フローチャート：金属くず（表面抽出試験）



7. コンクリートくず(表面抽出試験)

(1) 試薬 (PCB の分析に妨害を生じないものに限る。)

- ア ヘキサン
- イ 硫酸ナトリウム (無水)
- ウ ガラス繊維

(2) 器具及び装置 (試薬とともに空試験を行い、PCB の分析に影響を及ぼす妨害成分を含まないことが確認されたものに限る。)

- ア 超音波洗浄器
- イ 濃縮器 (ロータリーエバポレーター又はケデルナダニッシュ濃縮器)
- ウ ビーカー
- エ 漏斗
- オ フラスコ
- カ ピペット
- キ メスフラスコ
- ク 蒸発容器

(3) 試験操作

ア 試料の採取

- ① 試料を JIS K0060 に準じてサンプリングし、1kg 程度を採取する。
- ② 採取した試料を粗砕し、5mm以下に篩ったもの 20 g 程度を秤量し、試験試料とする。

イ 抽出

- ① ビーカーにア②で得られた試験試料を入れ、更にヘキサンを試験試料の 10 倍容 (100 mL 程度) 加え、超音波洗浄器等を用いて 10 分～15 分抽出する。
- ② ガラス繊維を敷いた漏斗でろ過し、ろ液を別のフラスコに入れる。
- ③ 漏斗に残った固形試料はビーカーに戻し、①から②の操作を、さらに 1 回行い、得られたろ液を②の操作で得られたろ液と混ぜる。
- ④ ビーカーの内容物を適量のヘキサンで 3 回洗い、洗浄液をろ過して、③の操作で得られたろ液と混ぜる。
- ⑤ ガラス繊維を敷いた上に、硫酸ナトリウム (無水) を充填した漏斗を用いて、④の操作で得られた抽出液を脱水後、濃縮器で 100 mL 以下に濃縮する。
- ⑥ ⑤の操作で得られた試料を、メスフラスコに移し入れて 100 mL に定容する。

ウ 付着物量 (油分) の測定

- ① イ⑥の操作で得られた抽出液を十分に均一化した後、95 mL を蒸発容器に入れる。

- ② 水質汚濁に係る環境基準について（環境庁告示第 59 号）付表 12（n-ヘキサン抽出物質の測定方法）に準拠して付着物量を分析する。
- ③ 別に、ヘキサン 95 mL について全操作にわたり空試験を行い、次式によって試料の付着物量を算出する。

$$\text{付着物量 (mg)} = (a-b) \times (100 \text{ (mL)} / 95 \text{ (mL)})$$

この式において、a 及び b は、それぞれ次の値を表す。

- a 試験前後の蒸発容器の質量の差 (mg)
b 空試験前後の蒸発容器の質量の差 (mg)

- ④ 算出した付着物量が 100 mg よりも少ない場合は、PCB 濃度の定量下限値を満たすことができないおそれがあるため、算出する付着物量が 100 mg 以上となるように、試料の採取量を増量して、アの操作からやり直す。

エ 前処理

ウ①の操作で残った抽出液 5 mL の一部を、以下の I 又は II に記載されたクリーンアップ操作方法によってクリーンアップを行う。具体的な操作方法については、各方法に定めるところによる。

- I 「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」（平成 4 年厚生省告示第 192 号）別表第三の第三（部材採取試験法）
II 「絶縁油中の微量 PCB に関する簡易測定法マニュアル（第 3 版）」（平成 23 年 5 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）2 絶縁油中の PCB 簡易定量法

オ 測定

エの操作で採用した方法に記載された測定方法によって測定を行う。測定して得られた PCB 量を、ウで求めた付着物量あたりの濃度 (mg/kg) に換算する。

(4) 判定

(3)で求めたコンクリートくずの付着物量あたりの PCB の付着量が 5,000 mg/kg 以下であること。

なお、定量下限値を 50 mg/kg 以下とする。

備考

この試験方法における用語、試薬、器具及び装置その他の事項でこの試験方法に定めがないものについては、(3) エの I 又は II、水質汚濁に係る環境基準について（環境庁告示第 59 号）付表 12（n-ヘキサン抽出物質の測定方法）に定めるところによる。

フローチャート : コンクリートくず(表面抽出試験)

